

瑞穂市の保育所待機児童解消に向けた取組状況について

瑞穂市では、安心して子どもを生み育てることのできるまちをめざして、平成27年3月に「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに係る各種事業に取り組んでいます。

計画策定時より特に課題となっていた3歳未満児の保育所待機児童の解消に向けて重点的に取り組みを実施し、平成30年4月に待機児童の解消を達成しました。待機児童解消に向けたこれまでの取組状況をご紹介します。

瑞穂市の状況（待機児童が発生する理由）

瑞穂市は、名古屋等周辺都市への交通の利便性から子育て世代の転入者が多く、0歳から5歳までの未就学児の人口増加傾向にありました。また、近年、子を持つ親の就労形態の変化等から、3歳未満児の保育所利用を希望する方が増加しています。このような状況から、瑞穂市では3歳未満児について保育所での受け入れができず、待機児童が発生しています。

待機児童数の経過	H25年 4月	H26年 4月	H27年 4月	H28年 4月	H29年 4月	H30年 4月
待機児童数	8人	27人	7人	23人	2人	0人

※ この待機児童数は国基準で定義される「保育所等利用待機児童」となりますので、「他に利用可能な施設があるにも関わらず特定の保育所を希望して待機する」場合などのいわゆる潜在的な待機児童数は含んでいません。このため、この表の待機児童数の外にも「特定の施設を希望して待機するかた」等の潜在的な待機児童が保育所の入所待ちとなっている状況です。

未就学児（0～5歳児）の人口推移
瑞穂市と県内21市の比較



瑞穂市の3歳未満児の入所者数推移



未就学児保育を増やすには・・・

3歳未満児（0～2歳児）の保育には3歳以上児の保育と比べて、より多くの保育士と、より広い保育室が必要となります。未就学児保育を増やすためには、たくさんの保育士が必要です。

このため、未就学児（0～2歳児）保育を拡充させるためには、まずは「人（保育士）」と「施設（居室）」を増やす必要があります。こうした状況を踏まえ、瑞穂市では次のような取り組みを実施しています。

1歳児の場合

保育士：保育士1人 に対して 児童6人



保育室：児童1人当たり 3.3㎡

3歳児の場合

保育士：保育士1人 に対して 児童20人



保育室：児童1人当たり 1.98㎡

保育施設の拡充に係る取組

保育施設の増設

①清流みずほ認定こども園の園舎増築

新たに園舎を増築し、平成30年4月から3歳未満児の定員が38名、3歳以上児の定員が22名増えました。

②別府保育所東館の改修

地域子育て支援センターとして利用していた別府保育所東館の1階部分を0歳児及び1歳児の保育室に改修し、平成29年1月から3歳未満児の定員が19名増えました。

小規模保育施設の開園

①まめっこ保育園

NPO法人キッズスクエア瑞穂が
平成29年4月、本田地区に開園
3歳未満児 定員12名



②ニチイキッズ瑞穂保育園

株式会社ニチイ学館が
平成30年4月、本田地区に開園
3歳未満児 定員19名



③ちびっこ園。ミズホ

株式会社わづらが
平成31年1月、牛牧地区に開園
3歳未満児 定員19名



穂積保育所の公私連携型保育施設への移行

瑞穂市保育所整備計画に基づき、穂積保育所の公私連携型による民営化を実施しています。平成31年度より穂積保育所が公私連携型の保育所型認定こども園「ほづみの森こども園」に移行し、3歳未満児の定員が30名増えます。また、今後、生津地区での公私連携型保育施設の新設事業及び牛牧第1保育所の公私連携保育施設への移行事業を計画しています。



保育士の確保に係る取組

「保育士チャレンジ研修」の開催

不足する保育士の確保のため、保育士資格を持ちながら子育てなどの理由で保育の現場から離れているかたなどの潜在保育士や育児休業中の保育士を対象に、公立保育所で保育体験や施設見学をしていただく研修を実施しました。

- 平成27年度
21名参加（4名が就労）
- 平成28年度
20名参加（4名が就労）
- 平成29年度
6名参加



子育て支援員研修の開催

小規模保育事業の保育従事者及び公立保育所での朝夕の保育従事者を確保するため、市主催による「子育て支援員研修」を実施しました。この研修を受講し子育て支援員に認定されたかたが、小規模保育施設や公立保育所で働いています。

- 平成28年度
28名受講（4名が就労）
- 平成29年度
30名受講（4名が就労）



地方分権改革として内閣府へ 保育士配置要件の緩和を提案

送迎により利用者の出入りが激しい朝・夕の時間帯について、保育士の人員不足の解消や負担軽減をはかるため、研修で必要な知識や技術を取得した「子育て支援員」を活用することを内閣府に提案し、国の保育士の配置要件が一部緩和されました。これにより公立保育所では朝・夕の時間帯を中心に子育て支援員が保育士の補助者として保育に従事しています。

今回、みなさまにお願いいたしますアンケート結果を、今後の瑞穂市の子ども・子育て支援事業計画に反映したいと考えていますので、設問量の多いアンケートになり大変お手数をおかけしますが、ご回答いただきますよう何卒よろしくごお願い申し上げます。

